

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

### 秋田地方裁判所

日 時 平成25年5月24日（金）午後2時00分から午後4時20分まで

場 所 秋田地方裁判所大会議室（5階）

出席者 司会者 福 士 利 博（秋田地方裁判所刑事部部総括判事）  
裁判官 新 崎 長 俊（秋田地方裁判所刑事部判事）  
検察官 中 垣 文 也（秋田地方検察庁検事）  
弁護士 藤 原 美佐子（秋田弁護士会弁護士，刑事問題対策委員会委員）  
裁判員経験者1番 20代男性（以下「1番」と略記）  
裁判員経験者2番 60代女性（以下「2番」と略記）  
裁判員経験者3番 40代女性（以下「3番」と略記）

報道機関（傍聴・取材） 11社

### 【議事概要】

#### 1 趣旨説明，自己紹介等

##### （司会者）

ただいまから，裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日の司会を務めさせていただきます秋田地方裁判所刑事部の福士と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて，裁判員裁判は施行後4年を経過しました。その間，秋田地裁では25件の起訴があり，これまで17件の裁判員裁判が行われました。ただし，そのうちの1件は裁判を行わずに終了したということになります。そして，昨年4月には第1回の裁判員経験者の方々との意見交換会を実施いたしましたが，本日は第2回の意見交換会を開催させていただくこととなりました。

本日の意見交換会を開催する趣旨は，昨年と同様，大きく2つございます。まず1点目として，裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想をうかがい，今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということでございます。次に2点目として，これから裁判員裁判に参加される県民の皆様には，直接経験された方々の生の声をお伝えすることにより，県民の皆様の不安感や負担感の解消につながるような前向きなメッセージになるのではないかとということです。

こうした趣旨のもと、本日は3名の裁判員経験者と検察庁、弁護士会、裁判所からそれぞれ1名ずつ御参加いただいております。3名の裁判員経験者の皆様には、審理をより分かりやすいものにするためにはどのような工夫が必要か、あるいは、裁判員を経験しての負担等について、率直な御感想、御意見を述べていただければと思います。そして、検察官、弁護士、裁判官の皆様からも、お尋ねになりたいことがあれば質問していただきたいと思いますと思っております。

本日の具体的進行としましては、まず、御参加いただいた皆様から自己紹介等を頂戴した後、裁判員経験者の方々から審理、評議、判決、そして裁判員を務める上での負担感についてそれぞれ御感想や御意見を、また、これから裁判員になれる方々へのメッセージをお話いただければと考えております。また、裁判員経験者の方々からのお話を受けて、最後に法律家の皆様方から御質問や御感想を、また、報道機関の皆様方からの御質問等をいただければと考えております。

それでは、今回出席された方々の御紹介に移りたいと思いますが、本日は裁判員経験者の方々をそれぞれテーブルプレートに記載してあります番号でお呼びさせていただきますので、御了承願います。

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

#### **(検察官)**

秋田地方検察庁の検事の中垣と申します。昨年の4月に赴任し、現在秋田では2年目となります。本日の事件には直接関わっていないのですが、今後の充実した裁判員裁判の参考にしたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### **(弁護士)**

秋田弁護士会の弁護士の藤原美佐子と申します。今回の事件では2番の方の事件を担当させていただきました。普段、裁判員裁判を担当するなかで、いかに裁判員の皆様に被告人の話を知りやすく理解していただけるかという視点をもって仕事をさせていただいていますが、本日は、直接、皆様から御意見をいただけるということでお話を聴きながら、今後の参考にさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### **(裁判官)**

秋田地方裁判所の裁判官の新崎と申します。今回の3名の参加者とそれぞれ

合議体を組ませていただきまして、いずれの事件にも関与しております。いずれの事件からも大分、時間が経過しておりまして、皆様から当時のことを振り返ってもらって率直な御意見を伺えればと、また、それを今後の裁判員裁判に活かせればと思っております。本日はよろしく申し上げます。

**(司会者)**

次に、本日出席いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ、自己紹介も兼ねて、裁判員裁判に参加された全体的な感想や印象などを簡単にお話しただければと思います。まず、1番の方ですが、強盗傷人の事件を担当されました。公判期日は3回、期間は4日間でした。どうぞよろしく申し上げます。

**(1番)**

今、御紹介いただきました強盗傷人の事件を担当しました。1年以上も前の話で記憶が薄れていることが多々あるのですが、今日はよろしく申し上げます。

**(司会者)**

次に、2番の方ですが、住居侵入、建造物侵入という罪名もありましたが、3件の建物への放火の事件の担当でした。具体的には、現住建造物等放火未遂、非現住建造物等放火未遂、現住建造物等放火という事件でした。公判期日は4回、期間は4日間でした。どうぞよろしく申し上げます。

**(2番)**

普段、自分の生活の中で、経験できないことだったのですが、この裁判を経験して人生観や生活観が変わりました。人間ですから何か魔が差すこともあるかと思います。その中で自分がどのくらい理性を持って、ここで思い止まることができるかということを、裁判員裁判を経験してちょっと違う考え方になりました。

**(司会者)**

最後に3番の方ですが、現住建造物等放火の事件を担当していただきました。公判期日は3回、期間は祝日を1日挟んでの4日間でした。どうぞよろしく申し上げます。

**(3番)**

私の場合は、ほんの2か月前の話だったのですが、初めて見聞きすることが多く、あっという間に過ぎた3日間だったと思います。ものすごい緊張の中で

過ごした3日間だったのですが、私個人として、すごく良い経験をしたと思っています。

## 2 審理についての感想・意見

### (司会者)

それでは、まず、法廷での手続に沿って、御意見や御感想を伺いたいと思います。審理手続の流れとしては、検察官の起訴状朗読に始まり、被告人と弁護人が事件についての陳述をし、それに引き続いて、証拠調べ手続に入ります。その初めに、検察官と弁護人が順次、冒頭陳述を行います。冒頭陳述は、皆様、御経験されたとおり、その裁判において、証拠によって証明しようとする事実やどういう証拠があるのかなど、事件の見立てや審理の道しるべを示すものです。その上で、捜査報告書や供述調書等を取り調べ、証人尋問、被告人質問へと進みます。そして、検察官の論告、弁護人の弁論、被告人の最終陳述と進み、審理を終えることとなります。そこで、これからは冒頭陳述、供述調書などの証拠の取調べ、証人尋問及び被告人質問、最後に論告、弁論にそれぞれ分けて、お尋ねしていきたいと思います。

### (1) 冒頭陳述について

#### (司会者)

冒頭陳述については、口頭での分かりやすさと配られた書面での分かりやすさと大きく二つに分けてお話をお聴きしたいと思います。口頭での説明の分かりやすさですが、検察官、被告人双方の冒頭陳述は、皆様お聴きになっていかがでしたでしょうか。口頭での説明が分かりやすかった点や、逆に分かりにくかった点、あるいは、それぞれの主張が明確に表れていたか否か、事件の全体像が理解できたか否かという点についてもお聴かせいただきたいと思います。順番として1番の方からが多くなると思いますが、1番の方が担当された強盗傷人事件は、借金を重ねてお金に困った被告人が、以前の勤務先の売上金を奪おうと考え、その勤務先の駐車場で従業員をタイヤレンチで殴って売上金を奪おうとしたものの、抵抗されて売上金を奪うことはできなかったけれども、従業員にけがを負わせたという事件で、事実関係に争いのない自白事件でした。検察官、弁護人が事件をどのように見ているのか、どのような証拠によって双方の主張を証明しようとしているのかについて、分かりやすかったでしょうか。

**(1 番)**

分かりやすかったか、分かりにくかったかと言えば、分かりやすかったです。私だけでなく皆さんもこういうことは初めてでして、法学部でも出ていればどうか分かりませんが、私は法学部でもありませんし、まさに初めての経験で思い出せば大きな疑問も持たなかったのも、全体的に非常に分かりやすかったと思います。

**(司会者)**

説明の分かりやすさと、事件がどういう事件で、これがどのような手続や、どのように証拠調べが進むというイメージが湧いたかどうかといった点はいかがだったでしょうか。

**(1 番)**

手続という部分では流れは知らなかったし、こんな流れかなというふうにしか思いませんでした。イメージというのは湧きました。

**(司会者)**

次は、3番の方に伺いますが、3番の方が担当された現住建造物等放火事件は、生活保護を停止された被告人がこのままでは生活していくことができず、刑務所に入るしかないと考え、住んでいたアパートの自室に放火したという事件で、同じように自白事件でした。検察官、弁護人の冒頭陳述を聞いて、それぞれが事件をどのように見ているのか、争点は何か、双方がどのような主張をしているのかについて、分かりやすさといった観点からお伺いします。

**(3 番)**

分かりやすいか、分かりにくいかといえば、非常に分かりやすかったと思います。当時の資料では、非常に簡潔に書かれていて、実際法廷でお話された内容も分かりやすい説明であったと思います。はじめに争点が量刑ということを知っていたので、そこに至るまでの経緯をどういうふうにか考えるかといった話し合いの中でも、会話が止まっても裁判官がうまく議論を進めてくれたので、内容は非常に分かりやすかったです。

**(司会者)**

冒頭陳述以外の点もお話いただきましたが、後の手続に繋がる点まで分かりやすかったということのようです。

次に、2番の方が担当された事件は、自宅に掛けていた保険金を得ようと考えた被告人が、自宅に隣接する建物2棟と自宅に放火したというもので、こちらも事実関係に争いはありませんでしたが、複数の事件を一緒に判断しなければなりません。この点で、1番の方と3番の方の事件と違い、複雑な事件だったということもできるかと思います。検察官と弁護人の冒頭陳述を聞いて、事件の背景を含め、全体像をつかむことができたでしょうか。また、検察官と弁護人の双方が事件をどのように見て、どのような主張をどのような証拠から証明しようとしているのかといった点は分かりやすいものだったでしょうか。

**(2番)**

いくつかごちゃごちゃした点がたくさんありまして、自分の頭の中で整理しながら資料を見るのですが、分からないところは周りとう理解できるまでいろいろと話し合っ進んだ感じがありました。保険金目当てにやった割には、資料に書かれていたものがものすごく幼稚だったり、本当にそうだったのか、何でそんな年齢でそういうことを考えたのかすら、理解できない部分もあって、ああじゃないか、こうじゃないかと話し合っ進んで、私は、分かりやすかったと思っています。

**(司会者)**

これから、配られた書面の分かりやすさについてお聴きますが、今のお話は、口頭説明と配られた書面を併せると分かりやすかったというように伺ってよろしいでしょうか。

**(2番)**

はい。

**(司会者)**

冒頭陳述については、検察官や弁護人から、その内容をまとめた冒頭陳述メモ等の書面が配られたと思います。配られた書面の内容はいかがでしたでしょうか。その後に行われた証拠調べにとって、役に立ったでしょうか。また、書面自体の分かりやすかった点や、逆に分かりにくかった点について、お聴かせいただきたいと思います。さらに、紙の枚数や、内容のボリュームも含めていかがでしたでしょうか。

ちなみに、検察官の冒頭陳述メモは、事件の概要、放火事件などでは必要に応じて周囲の状況、事件に至る経緯、犯行状況、犯行の結果、犯行後の状況、情状についてといった項目に分けて箇条書き的に記載するものが多かったと思います。そして、1番の方が担当された強盗傷人の事件では、検察官の冒頭陳述メモはA4用紙が1枚のもの、弁護人の冒頭陳述メモは時間の流れにそって事実の経過をA4の用紙1枚に簡単に記載したメモ的なものであったと思います。1番の方から、お聴かせ願います。

**(1番)**

検察官側はA4に1枚で、弁護側は時間に従ったもので、当時はどう思ったか思い出せませんが、今はあっさりしているなと思います。情報量としては、こうだったかなくらいです。他の事件は知りませんが、中身は分かりやすかったと思います。あまり何枚もあれば見返す時も大変だなと思いますし、これくらいでいいんじゃないでしょうか。

**(司会者)**

検察官は1枚で、細かい文字で記載されてあって情報量として多いと思いますが、特に消化不良を感じることはなかったということでしょうか。

**(1番)**

はい。

**(司会者)**

続いて2番の方が担当された3棟の建物への放火事件では、検察官の冒頭陳述メモはA3用紙1枚のもので、3棟の建物の位置関係が記載された図などが記載されたもの、弁護人の冒頭陳述メモは冒頭陳述を行う際にモニターの画面に映し出したものを用紙にコピーしたもので、画面の数で7画面分、用紙ではA4の用紙3枚半分で、注目ポイント、本件の経緯、事件の概要、これからの裁判で注目してほしい箇所という4項目の表題が付けられたものでした。これについて、2番の方はいかがだったでしょうか。

**(2番)**

どちらも分かりやすかったと思います。そして分量的にも多いとは思いませんでした。

**(司会者)**

この事件を担当した藤原弁護士に伺いますが、弁護側の冒頭陳述メモは、陳述の前に出されたものだったのでしょうか。それとも後に出されたものだったのでしょうか。

**(弁護士)**

先に出したものです。

**(司会者)**

事前に配布された書面と画面に出されたものでは、最初、戸惑ったり混乱したりしませんでしたか。

**(2番)**

最初、渡されたときに、ものすごく見やすかったなので、それを見てました。混乱はありませんでした。

**(司会者)**

内容がコンパクトにまとまっていて、分かりやすかったということでしょうか。

**(2番)**

はい。

**(司会者)**

3番の方が担当された現住建造物等放火の事件では、検察官の冒頭陳述メモはA3の用紙1枚のもので、弁護人の冒頭陳述メモはA4の用紙1枚に「起訴状に記載された事実について」という項目と、「被告人の生い立ちと人柄について」という項目と、そして、「被告人の今後について」という3項目が記載されたものでした。それぞれ分かりやすかったかどうか、また、情報量の多寡という点について、お伺いします。

**(3番)**

検察側は文字も大きかったですし、概要、経緯などそれぞれ項目を分けて書かれていて、素人なのでたくさんの情報があっても混乱すると思うので、過不足無く書かれていたと思いますし、分かりやすかったと思います。弁護側のものは、ぱっと見たときにあっさりしている印象があるのと、人柄についてとか、今後についてとかを語ってもらいますという、書類というよりもなんか台本みたいな印象を受けました。

(司会者)

いずれの事件も自白事件であり、争点が量刑ということで、検察側も弁護側も量刑に関わる事情を訴えたいという関係でこのような見出しを挙げたと思います。そういった事情で争点が量刑というのは感じられましたでしょうか。

(3番)

情状といった部分について、訴えかけていたんだなというのは、ものすごく伝わりました。

(司会者)

法律家の方々から何か質問等はございますか。

(弁護士)

私が担当した事件では、冒頭陳述でパワーポイントとその書面を利用したのですが、分かりやすかったという感想をいただきほっとしています。ただ、見やすかったかという視点から、枚数がかさばって多いのと一覧になっているのでは、どちらの方がよいかについてはいかがでしょうか。

(2番)

一番最初に手元にあるものを見ますし、モニターはその後になりますので、最初に見たものが分かりやすかったです。

(弁護士)

すべての事件で、書面を最初に配布しているのでしょうか。

(司会者)

事件によって違います。

(弁護士)

資料を配布するタイミングは、最初の方か後の方かどちらがよいと思いますか。

(2番)

配られたときに最初に見るので、最初に配布した方がよいと思います。

(1番)

あまり覚えていませんが、流れがあるので、自分の事件では後の方がよいと思います。

(3番)

私の場合は、先に配られたものと後に配られたものがあったと思うのですが、先に配っていただいて、ある程度目を通してながら話を聞いた方が分かりやすいのかなという印象があります。

**(司会者)**

冒頭陳述の前に配布するのか、陳述の後に配布した方がよいのか、法律家の中でも効果について、意見も異なりますし、最終的には事件の内容にもよると思いますが、今回は分かりにくかったということはなかったということでしょうか。

**(1 番, 2 番, 3 番)**

(一同, うなづく。)

**(2) 供述調書などの取調べについて**

**(司会者)**

概括的に申しますと、捜査報告書や供述調書といった書証の数や取調べ時間は、1 番の方が参加された事件では証拠の数が 15 点でありまして、検察官が 9 点、弁護人が 6 点で、取り調べ時間は合計で約 65 分でした。2 番の方が参加された事件では事件の数が 3 件であったこともあり、証拠の数は 34 点でした。検察官が 27 点、弁護人が 7 点で、取調べ時間は合計で約 216 分と多く、3 番の方が参加された事件では証拠の数が 16 点ということで、検察官が 9 点、弁護人が 7 点で、取調べ時間は合計で約 50 分でした。内容の分かりやすさのほか、それぞれの書面の取調べ時間が長すぎた、あるいは、もっと詳しくてもよかったということはありませんでしょうし、また、取り調べられている証拠がどのような証拠であり、その証拠は何を証明するための証拠かといった点、取調べ時間の点も含め、理解しやすかったのかについて順番にお聴かせいただければと思います。

**(1 番)**

長いとは思いませんでした。あとは画面に映し出されたと思いますが、非常に分かりやすかったです。

**(司会者)**

被害者や被告人の父親の供述調書が朗読されたのですが、分かりやすかったですでしょうか。

(1 番)

非常に分かりやすかったです。

(司会者)

2 番の方の事件では、被告人が作成した発火装置や犯行後の現場の状況等、かなりの枚数の写真がありましたが、これらについての分かりやすさはいかがだったでしょうか。

(2 番)

図面があって証拠を映した画像モニターがあって、あまりにも長すぎたと思います。図面と照らし合わせて違う箇所でも示されれば別ですが、あまりにも多すぎましたし、私たちにはどれも同じように見えて、分かりにくかったです。言葉は悪いかもしれませんが、端折ってもらえばよかったのですが、とにかく長くて分からなかった、これが事実です。

(司会者)

3 棟の建物があり、それぞれ燃え移りやすいような装置を使ってあって、それぞれの写真があったこと、その辺りをお話になっているのでしょうか。

(2 番)

はい。

(司会者)

代表的なものを選んで、もうちょっと絞り込んでということでしょうか。違いが分からないということと、最終的にどの部分がどの写真であったかということが結びつかなかったということでしょうか。

(2 番)

はい、結びつかなかったです。

(司会者)

2 番の方の事件では、被害者 4 名の供述調書が読み上げられましたが、朗読の点はいかがでしたでしょうか。

(2 番)

朗読は心情的なものだとか、相手の感情的なものを推し量ることはできました。長いことは長かったのですが、でも、共感する部分もありましたし、そういったものが、自分の気持ちの中で、こういうものだったんだというのが分

かる気がしました。

**(司会者)**

今のお話は、長い部分もあったけど、心情面を理解するには苦勞をしなかったし、すんなり理解できたということのようです。

3番の方の事件では、被告人の生活保護の受給状況等に関する関係者の供述調書を3通取調べましたが、朗読の時間や内容の分かりやすさについて、どうでしょうか。

**(3番)**

時間的に長かったという印象はありませんでした。写真もモニターで確認できたと思うのですが、一つ一つの証拠が何を言わんとして出されているかということもきちんと理解できたので、非常に分かりやすかったと思います。

**(司会者)**

書証の取調べ方法としては、供述調書であればその内容を読み上げたり、その他の書証では内容を口頭で告げたり、図面や写真等では、これをモニターに映し出すというものであったと思いますが、このような証拠調べの理解のしやすさという点はいかがでしょう。理解しやすかった点や、逆に理解しにくかった点についてお聴かせいただきたいと思います。

**(1番)**

モニターに映し出す図面や写真なのですが、私の担当した事件は強盗傷人ということで、被害者が負っている傷の様子の写真が出たと記憶しています。それに関係して、最近テレビで殺人とかでちょっと凄惨な写真もあり得ると思いますし、それで不安になったとかならないとか報道されています。写真については、僕が見てこういうふうには怪我したんだなという判断材料になる反面、そういう風に思う人もいる訳で、そういう場合には最初からそういう写真が出ることは言われているはずでしょうし、写真というのは有効活用されるだろうし、なければイメージも湧かず分かりにくいものだと思います。

**(司会者)**

他の事件のこともあるかと思いますが、1番の方の事件の関係では、写真はよりイメージが湧いて理解もしやすかったということでしょうか。

**(1番)**

そうです。

**(2番)**

私も長すぎたと言ってますが、モニターを見て分かった部分もありますし、無ければ図面だけでは分からない部分もありましたから、モニターは必要だと思います。

**(3番)**

私もモニターで実際見て確認できるのは非常に分かりやすいと思いました。私が担当した事件はアパートだったので、広さとか延べ面積とか数字で言われてもちょっとぴんとこないところもありますし、近隣住居とかの隣接具合についても、距離で言われてもぴんとこないところもあります。実際モニターで現場の写真を見た時に、これだけ近かったということを実感して知ることができたので、分かりやすかったです。

**(司会者)**

今度は、証拠調べ全体に関わることですが、裁判員経験者の皆さんが担当された事件はいずれも自白事件であり、量刑だけが争点となっていました。

1番の方が担当された事件では強盗傷人の被害者の供述調書で、2番と3番の方が担当された事件では放火された建物の所有者、居住者、近隣の方の供述調書で、それぞれ被害の状況、被害感情や処罰感情などについて取り調べられました。直接、被害者の方から生の話を聞いてみたかったということはないのでしょうか。

**(1番)**

まあ十分でしたけど、被害者の生の声ということでしたら、聞いてみたかったと思いますが、ただ、そのときは十分でした。

**(司会者)**

量刑の判断をする上で困ったことはなかったけれど、今思えば聞いてみてもよかったということですか。

**(1番)**

まあそうです。

**(2番)**

私の担当した事件はみんな身内的な関係の方だったので、かえってなかった

方がよかった気がしました。被害者の方が来て話を聞くことについては、心情的なことをあまり聞きたくないと思いました。

(司会者)

量刑判断をする上で、直接聞かなくても十分だったということでしょうか。

(2番)

私は不足はなかったと思います。

(3番)

私も不足はなかったと思います。

(司会者)

一方、被告人側のプラスの事情を考慮すれば、1番の方が担当された事件では父親の情状証人の取り調べも行いましたが、2番、3番の方が担当された事件ではいずれも情状証人はいませんでした。皆さんは情状証人がある場合とならない場合の両方を経験していないので比べることはできませんが、情状証人から法廷で直接お話を聞くということについてどうだったでしょうか。

(1番)

最終的な判断をする上で、一つの材料があってよかったと思います。

(2番)

奥さんは高齢者でもありましたが、経緯について訴えるつもりであれば聞いてもよかったと思います。

(司会者)

被告人の今後については聞きたいとは思わなかったということでしょうか。

(2番)

はい。

(司会者)

3番の事件では情状証人になれる人がそもそもいなかった事件ですが、どうでしょうか。

(3番)

身内の方に一緒に暮らせる方もいらっしゃらなかったですし、ただ、そういう生活をするようになった生い立ちですとか人柄というものは弁護人側で非常に心情的に述べていたので、量刑判断をするに当たっては、あってもなくても

変わらなかったと思います。

### **(3) 証人尋問や被告人質問について**

#### **(司会者)**

被告人質問では、被告人本人の話を、法廷で生の声をお聞きになり、また、参加された事件によっては、情状証人の証言等もお聞きになりました。尋問時間や証人の有無などに違いはありますが、皆様が担当された事件以外の事件で裁判員の方々に御協力いただいたアンケートの結果を見ますと、証人や被告人が法廷で話す内容が分かりにくかったとお答えになった裁判員の方もいらっしゃいます。皆様が担当された事件の法廷でお聞きになった証人尋問や被告人質問は理解しやすかったでしょうか。理解しやすかった点や、逆に理解しにくかった点等についてお聴かせいただきたいと思います。例えば、検察官や弁護人の質問の意図が分からないといったことはなかったでしょうか。

#### **(3番)**

それほど込み入った質問をしていなかったということもありましたし、あと質問では、事前に、裁判官から質問していただくことを裁判員から出させていただいたところもあるので、分かりづらかったということはありませんでした。

#### **(司会者)**

質問に対する答えという点や、質問する内容を事前に裁判官に伝え質問することができたので、いずれも分かりやすかったということでしょうか。

#### **(3番)**

そうです。

#### **(2番)**

分かりにくいということはなかったのですが、方言が多く何を言っているのか分からない部分がありました。とにかく質問に答える側が何を言っているのか分からないのですが、質問している側は分かるんですね。これは地域なので仕方ないと思っています。

#### **(司会者)**

質問をしている検察官や弁護人は答えが分かるかもしれないが、質問する側で答えを確認してくれればよかったということになりますか。

#### **(2番)**

かもしれません。

**(司会者)**

1 番の方の事件では情状証人と被告人質問でしたが、分かりにくいことはありましたでしょうか。

**(1 番)**

特にありませんでした。

**(司会者)**

質問の意図が分からないということや、あるいは質問の意図は分かるが答えが分からないという、例えば質問と別のことを答えていても、それがそのまま過ぎてしまったということはありませんでしたか。

**(1 番, 2 番, 3 番)**

(一同, うなずく。)

**(司会者)**

同じようなお話を伺うことになりましたが、改めて振り返っていただき、証拠調べには、供述調書を朗読する方法と直接法廷で言葉を聞くという二つの方法があるのですが、今回、経験されて感じるどころ、記憶への残り方等、最終的な満足感等、3 番の方は裁判官を通じて質問できたのは、そこに人がいるからできたことなのですが、そういったところについて、供述調書朗読と本人から直接聞くところでは、これまでのお話では特に過不足はなかったということになるのでしょうか。

**(1 番, 2 番, 3 番)**

(一同, うなずく。)

#### **(4) 論告・弁論について**

**(司会者)**

次に、審理の最後のところになりますが、法廷での論告・弁論の内容や、その際に配られる検察官の論告メモ、弁護人の弁論メモの内容は分かりやすかったですでしょうか。まず、論告・弁論について、分かりやすかった点や逆に分かりにくかった点、検察官、弁護人の主張が明確であったか、証拠調べの結果を踏まえたものであったかといった点についてもお聴かせいただければと思います。

まず、1 番の方、論告メモはA 3 用紙 1 枚のもので文字数は多かったように

思いますし、弁論のメモはA4用紙1枚で項目や単語を並べた程度のもので、結構、極端だったと思いますが、いかがでしたでしょうか。

**(1番)**

冒頭陳述も同じですが、検察側はリアルに記載してあったのですが、弁護側は簡潔に記載してあって、お互いに意図するところはあるのですが、今、改めて見れば、正直、論告メモ、弁論メモは字がいっぱいあって、あまり読む気がしないという気がします。当時は読みました。当時を振り返れば、話を聞きながら見ていくので、改めて見なくてもよいものであって、分かりやすかったと思いました。今の感想は、ただこれだけ出されれば、という感想です。

**(司会者)**

2番の方の担当された事件は3棟の建物への放火事件ということで、先ほど紹介させていただいたとおり、証拠調べの時間はほかの2件と比べると長いものでした。論告メモは、文字は細かい上、A4用紙1枚のもので、弁論はA3の用紙1枚でしたが、近隣との距離関係の図や考慮すべき事情を矢印で順番に記載したものでした。情報量の差ということにもなりますが、論告メモは、検察官が口頭で論告を述べたものを見ていただいたのですが、分かりやすかったでしょうか。

**(2番)**

何回もモニターや書面を見尽くした後で、最終的なものだったと思います。それぞれ書面の中で大きく書かれたところに目がいて見てましたし、記載内容についても納得したので、どちらも分かりやすかったという記憶があります。

**(司会者)**

3番の方の事件は、論告と弁論はいずれもA4用紙1枚のものでしたが、分かりやすさという点で、いかがでしたでしょうか。

**(3番)**

端的に箇条書きであって、分かりやすかったです。

**(司会者)**

証拠調べの結果をイメージできる内容となっていましたでしょうか。

**(3番)**

現場の写真で示されたのがこの部分だということを、自分の認識と一致する

ことができました。

### **3 評議・判決についての感想・意見**

**(司会者)**

それでは、評議や判決について伺いたいと思います。まず、評議では、ご自身の意見を十分にお話いただけたでしょうか。また、話しやすかったですでしょうか。

**(1 番)**

できました。

**(2 番)**

できました。私の事件の裁判員のメンバーが結構意見を出す雰囲気だったので、自分の意見を言い合える状況でとてもよかったと思っています。

**(3 番)**

私は難しかったです。積極的に発言する方が少なかったのと、やはり知らない方がいる中で自分の意見を発言するには、頭の中でぐるぐる考え、それを話そうか話さないか考えているうちに流れてしまったこともありました。

**(司会者)**

私の感想ですが、その時々メンバーによって雰囲気が違うこともあるかと思いますが、ただ、流れで言いたいことが言えなかったということでしょうか。

**(3 番)**

言いたいということよりも、結構発言が出ないことが多くというか、最初の発言が出るまで長かったりというのがあったり、考えていることを先に発言していいのかなとか考えていることがありました。

**(司会者)**

裁判官から法律用語や法律解釈についていろいろ説明をさせていただいているかと思いますが、評議を進めるに当たって、裁判官からの説明が分かりやすかったかどうかについて伺いたいと思います。

**(3 番)**

特にありませんでした。分かりやすかったです。

**(2 番)**

きちんと説明してもらい、分かりやすかったです。

**(司会者)**

それは分からない言葉や分かりにくい言葉を質問しようと思えば容易にできた状況であったのか，あるいは説明自体が分かりやすかったということなのでしょう。

**(2番)**

みんなが言いたいことを言う雰囲気でしたので，多分，分からなければ分からないとはっきり言っていたと思います。

**(1番)**

分からない部分は無かったです。分からないときは聞けば良いですし，最初から分かりやすい表現で説明してくれました。その中で言えば，例えば，ちょっと聞きたいのですが，裁判員が読むので普通の裁判よりも表現を分かりやすくしてくれていたのでしょうか。

**(検察官)**

そこは当然，表現もそうですし，話の順序もそうですし，できるだけ分かりやすくやらせていただいています。

**(弁護士)**

とにかく犯罪人というのは，存在自体，あるいはここに居るだけで悪者という先入観をお持ちの裁判員の方もいるだろうということもありまして，言い分をいかにまろやかにするかという事情もあることを理解していただくよう，内容を分かりやすくという工夫の中で，ペーパーを作らせていただいています。特に検察官と一緒に，例えば熟語を多く使わないことにも配慮しています。

**(1番)**

ありがとうございます。そういうのは，言葉は悪いのですが，面倒くさいなとか思うこともあるのかなと思います。ちょっと，話がそれてしまいました。

**(司会者)**

言葉を決めるのは相手をどういう形で説得するかという手段ですし，相手の理解度に応じた表現を選択するなど，国民の皆さんに裁判員裁判に参加していただくに当たって，裁判員制度を分かるように説明しなくてははいけませんし，それは，それぞれ自分たちの職務というか，義務ということを訴訟関係人や裁判所も心掛けているところです。

最後になりますが、評議の時間についてお伺いしますが、もうちょっと評議をした方が良かったのではないか、あるいは、時間がちょっと足りなかったのではないかという、評議の時間が十分であったかどうかという点はいかがでしたでしょうか。

(2番)

評議は意見が出尽くしましたので、不十分ということはありませんでした。

(1番)

十分でした。

(3番)

最初予定表を見たときに、結構、評議の時間があつたので、最初の印象は、そんなに掛からないと思ったのですが、最終的に時間が掛かり納得し、時間が長いとも足りないということもありませんでした。

## 判決について

(司会者)

評議がまとまった後は、判決ということになりますが、裁判官がまとめた判決の内容は、評議の結果が十分反映されたものになっていたでしょうか。

(1番)

判決には、意見を出し合ったものが表れていたと思っています。

(2番)

私もそのように思いました。みんなで話し合ったものがそのまま伝わったと見受けられたので、判決を読み上げているとき、すごくドキドキしたのを憶えています。それは、自分が言い渡しているような気持ちになったからです。

(3番)

言い渡した内容は納得できるものだったと思います。

(司会者)

今、2番の方から判決宣告時の気持ちも述べてもらったところですが、判決は裁判の結論であり、審理・評議の集大成ということができるとと思います。判決宣告に立ち会っての御感想をお聴かせください。

(1番)

非常に緊張しました。4日間の中で一番緊張しました。緊張したのは、裁判

員になるかならないかのときと、判決のときでした。裁判のときはあまり緊張はしなかったです。

### (3番)

私は終始緊張して、大変でした。判決を読み上げるところよりも評議で量刑を決定するときの緊張感の方がものすごく、読み上げるときも緊張はしているのですが、なんか気持ち的には終わっている、脱力しているようなところがありました。

## 4 裁判員を務める上での負担感など

### (司会者)

次に、裁判員等の選任手続のために裁判員候補者として裁判所にお越しいただくに当たって、あるいは、裁判員として実際の裁判に参加されて、御負担を感じられた点がなかったかについてお話いただきたいと思います。

選任手続の進め方や裁判の日程の組み方、審理の進め方などについてもいろいろな受け止め方があろうかと思います。今後、参加される県民の皆様の負担を軽くするために、もっと工夫の余地があると感じられた点はあったでしょうか。例えば、1番の方の事件では午前中に選任手続を行って、その日の午後から審理を行いました。2番と3番の方の事件はいずれも選任手続を午前中に行い、審理は翌日の午前から行いました。3番の方の事件では祝日を1日挟んでの4日間というスケジュールでありましたが、お仕事の都合をつける関係や心の準備をするための時間が欲しいなどの理由で審理は選任手続の翌日からの方がよいとか、あるいは選任手続を含め、裁判に要する日数は短い方がよかったとか、さらには、お仕事からずっと離れていることができないなどといった理由で、中1日は空けてもらいたいなど、いろいろな御意見もあろうかと思います。いかがでしょうか。

### (1番)

今、紹介があったとおり、私の場合、その日のうちに決まって裁判が始まったということを思えば、仕事をしているので、次の日から裁判が始まった方がよかったと思います。もちろん、上司には日程を話していたのですが、その時点では未確定でありましたし、実際に選ばれた後は、仕事の調整ということもありました。

**(司会者)**

裁判員として裁判に関わるということを精神的に受け入れるという気持ちの面での余裕に関してはどうですか。

**(1 番)**

特にないです。やるだけという感じです。

**(2 番)**

私の場合は次の日からでしたが、私は決まればその日からでも別に構わなかったんです。定年退職して幾久しい専業主婦なので、特に差し支えはなかったんですが、仕事をしている人にはそういうことを配慮してもらうことも必要だと思います。

**(3 番)**

呼出状が届いた時点で、それに公判日程が書かれていたので、会社には選ばれたことを前提として話を進めていました。その際、会社から選ばれそうな気がすると言われながら送り出され、その後、選ばれた旨の連絡をしたら「やっぱりな。」と言われてしまいました。私の場合は、会社の協力があってよかったと思っています。ただ、裁判の時期が3月で、その時期が会計の年度末で忙しく厳しかったという事情があります。翌日からの公判は、個人的には当日の公判でなくてよかったと思っています。精神的にも、ある程度心の準備ができる時間があってよかったと思っています。

**(司会者)**

祝日の中に1日あったことは精神的にはいかがだったでしょうか。

**(3 番)**

2日終わった後だったので、緊張状態が祝日もあった訳ではなくて、4日間というのがちょうどよかったと思っています。

**(司会者)**

守秘義務を課されての裁判の期間中、家庭での過ごし方、精神的な面を含めた健康管理などでお気遣いされたこともあろうかと思いますが、一方、守秘義務との関係で家庭や職場で周りの人にどこまで裁判の話をしていいのか、迷われた方もいらっしゃるのではないかということにもつながることと思います。こうした点について率直なお考えをお聴かせいただきたいと思いますが、いか

がでしょうか。

**(1 番)**

精神的負担という意味では全くありません。また、健康管理の面でもいつもと全く変わりありません。

**(司会者)**

守秘義務がどういう理由で課せられているのか、その内容はどのようなものかということについては、裁判所の方から説明をしているところですが、実際に裁判を体験されて守秘義務というものの必要性について、感じられることがありますか。

**(1 番)**

やっぱり判決を言い渡す訳ですから、人に話すようなものでもないし、守秘義務は当然と思っていますので、負担感はありませんでした。

**(2 番)**

私はポジティブな人間なので、負担が掛かるということがほとんどありませんでした。裁判員を務めることになったことも主人にしか話していませんし、裁判が終わってから勤めている息子に言ったくらいです。それも裁判員裁判を務めた後に、息子から裁判員裁判の名前が入ったボールペンを見つけられたので、教えてくらいです。そんな感じなので全然精神面に負担は掛かりませんでした。

**(司会者)**

守秘義務の必要性についてはどうでしょうか。

**(2 番)**

別に口外するものでもありませんし、他人に言う必要もありませんので、負担にはなりません。

**(3 番)**

守秘義務についての精神的な負担感は特になかったです。ただ、会社に近いところの関係者には裁判員で休むことになるので、ある程度、裁判員の話をしていました。守秘義務については、どこまでが守秘義務なのか私も知らなかったのですが、一切話してはいけないと思っている方が多くて、「何の事件ですか。」と聞かれながらも、「あっ、話しちゃいけないのよね。」などと逆に言われた

りました。そういった面では、新聞に載っていたり、公にされていることについては、話しても差し支えないということだったので、話してはいけないという意識はありませんでした。評議の内容については、絶対話してはいけないということで、わざわざ話す必要もない内容ですし、会社の周囲の人もあまりそこには興味がなく、「裁判所ってどんなところ。」という一般的なことであって、守秘義務で話せないという感覚はありませんでした。

## 5 これから裁判員になられる方へのメッセージ

### (司会者)

最後に、皆様にこれから裁判員となられる方へのメッセージがあればお伝えいただければと思います。

### (1番)

あまり難しく考える必要はないと思いますし、裁判員だからと気負う必要もないと思います。私は、さっきあまり緊張しなかったという話をしたのですが、実は、選ばれれば県民の代表の一人みたいな意味合いですから、裁判では人それぞれ感じ方も考え方も違うでしょうし、評議では、そのときの思った考えを、ただその場ですんなりいくかどうか分かりませんが、意見交換という感じで話せばいいだけで、こうだからやりたくないとか拒否する必要はないと思います。

### (2番)

私も1番さんと同じ意見なんですけど、決して辛いものだとか、怖いものだとかそういうものではなくて、自分の身に置き換えて考えれば答えが出るものですから、自分だったらどうすればよかったかという、そういった素直な気持ちが意見になって出ればよい訳ですから、そう気負う必要はないと思います。誰でもできることですから。

### (3番)

私も全く同じ意見です。選ばれたからといって、一人で決めることでもありません。一緒に選ばれた方との話し合いもありますし、裁判所の方もいますから、あまり気負わずにと 생각합니다。自分がやってみて良い経験をしたと感ずることができましたし、やりたいと言って手を挙げてみてもできることでもないので、選ばれたらチャンスと思って一つの経験と思えばよいと思います。

## 6 法律家からの感想

**(司会者)**

経験者のお話をこれまで伺いましたが、ここで法律家の皆様は、裁判員経験者の方々の話をお聴きして、どのような御感想をお持ちになりましたでしょうか。

**(弁護士)**

直接、貴重な意見を聴くことができ、良い経験をさせていただきました。今後の弁護活動にこれを活かしたいと気持ちを新たにしたところです。さて、弁護士会の方で、精神的な負担について質問をしたかったのですが、先ほどお話しをしていただいたので割愛したいところ、1点だけ、例示として被告人側の言い分を聞くのが苦痛だったというような感じの方がおりましたが、被告人の言い分をずっと聞くこと自体が嫌だとか、そんな気持ちを持ったことがありましたでしょうか。

**(1番)**

私はありませんでした。

**(2番)**

人間ですからいつ自分がその席に座ることがあるかもしれないと思ったときに、一番最初に人生観が変わったと申しましたが、だから魔が差すとか、その人の気持ちにもなりますし、検察側がいう言い分も強行的でなんかかわいそうという部分も出てくるし、こんなことしなければ良かったのにとか、いつ自分もこうなるか分からないことですし、色んなことを考えてしまって、やっぱり聞くことは大事なことだと思います。

**(3番)**

特に苦痛は感じませんでした。個人的な感情としては腹立たしかったです。

**(検察官)**

本日はありがとうございました。こういう機会はないことですし、弁護士も話していましたが、この機会を今後活かしたいと思います。特に、先ほどの1番さんの話にもありましたが、裁判員裁判以外の裁判と比べてどうかという点で、メモとかプレゼンとか証拠の関係も含め、我々の事務作業量は確実に増えているところではありますが、それほど否定的ではない、もちろん改善点はありますが、概ね受け入れられているとのことで、少し安心しています。もち

ろん、それにかまけている訳ではありませんので、今後も更に充実した主張立証の努力をして参りたいと思います。そこで1点お聴きしたい点がありますが、冒頭陳述と論告弁論について、メモとしてお配りさせていただいているのですが、実際、冒頭陳述であれば、その後の証拠調べ、論告であればその後の評議の段階で、どのくらい参考にしているかお聴きしたいと思います。

**(1番)**

全て役立っています。評議の場でも、もう一回読み直しますし、メモとして書くこともあります。

**(2番)**

私も参考にしたいと思います。

**(3番)**

確認という形でも見ましたし、私の場合、話を聞きながらメモを取るのが苦手なので、全部が頭に入らなかった場合に、後で見返して分かることがあって非常によかったと思います。

**(裁判官)**

2点ほど感想を述べさせていただきます。今回のお話で、法廷での審理が概ね分かりやすかったということで、これは検察官と弁護士それぞれが相当準備されて臨まれていることと、目で見ても耳で聞いて分かる審理に向けて御努力されていることが、そして、それが裁判員の皆さんに受け入れられていることが、よく分かったと同時に、法曹三者には、やはり努力が足りないところもあると思いました。また、評議の中できちんと話ができたといいところでは、裁判官サイドもかなり話しやすい努力をしているところではありますが、より一層話しやすい雰囲気を作ればと改めて思った次第です。

休 憩

**7 報道機関からの質問**

**(司会者)**

記者の皆様から、何か質問等ありましたらお願いします。

**(幹事社記者（朝日新聞）)**

私からは1問だけ質問させていただきます。今回、お話を伺っていると全体を通して審理の内容ですとか、モニターの表示ですとか、全体的に分かりやす

かったということでしたが、裁判員裁判が始まって4年が経過し、今後続けて行く中で、ある意味制度をどのように変えていくですとか、よりよくするにはどうしたら良いか考え直す時期に来ていると、我々は思っています。その中で、今回、敢えて改善点を挙げるとすれば、どういった点がありますでしょうか。

**(1 番)**

ぱっと思ったのは日程です。仕事をしていると、私は4日間でしたが、もっと長い場合もあるでしょうから、その点でしょうか。

**(2 番)**

私がやったのが、たった1回なので分かりません。

**(3 番)**

私も特に思い当たらないです。他にどういう改善する余地があるのか、ちょっと分からないです。

**(報道記者 (河北新報) )**

お疲れ様でした。今年の4月に、先ほどちらっと1番の方のお話の中に出てきましたが、殺害のカラー写真を見てストレス障害になった女性が国に損害賠償を求めて提訴したことがございました。皆さん、例えばそういったときに、元々それに耐性がない人には、どのようにしてもらったらよいのか、伺いたいと思います。

**(司会者)**

自分がそのようなショッキングな写真を見なければならぬとすれば、どういうふうにしてもらいたいのか、広い意味でということでしょうが、基本的に自分で体験したことではないので、一般的な御意見として述べられる方がおりましたらとしかできませんが、どうでしょうか。

**(1 番)**

その部分を考えれば、写真は確かに生身の人間でしょうけど、それが例えば絵に描くとか、今思ったんですけど、それ以前に、例えば殺人事件を担当することになったら、そういった写真が出てくるのが考えつくと思いますし、自分の事件は強盗傷人でそういった写真が出てくると思っていたのですが、そう考えれば、その人はキャンセルという選択肢もありかなと思います。写真の表現の

仕方を変えるということもあるでしょうが、そんなに変わる必要もないと思います。

**(2番)**

裁判員を絶対務めなければならないという義務はないと思います。自分のことは自分が知っている訳で、そういったことに弱いということは自分しか知らないのです。どうしても自分がやらなければならないという義務的なものを感じてやって、ストレスを受けて障害になるようなことではなく、棄権することもできるのですから、それは個人的なものであって、私自身は全然平気なんです。みんながみんなそうだということでもないですから、棄権ということもあると思います。

**(司会者)**

補って説明をすると、棄権を自由にできることではないことと、一定の場合、法律上の制裁もあるということがありますが、お話としては、辞退やむなしという、そういう選択もあり得るという趣旨かなと思いましたが、どうですか。

**(2番)**

そうです。

**(3番)**

証拠としてどういうものが提出されるのかということが、裁判員裁判では確認されていると思いますので、ある程度のショッキングというものがあつたら事前に説明をして、裁判員を務める側が苦手だということ、棄権うんぬんという前に相談してみる、その上で、何らかの対策がとれるのではないかと思います。

**(報道記者(秋田放送))**

皆様それぞれ違う種類の事件を担当されたと思うのですが、守秘義務に関わってくるところで、もうちょっと重い判決というか、死刑という判断をしなければならないとなった場合に、相談をしたくなるという、事件によって感想が変わるということはあるですか。皆さんの意見が、概ね経験してよかったという面が強く、自分が思っていた印象よりも前向きな御意見が多かったので、実際、観点が変わればどうなのかな、というところをお聴きしたいと思います。

**(司会者)**

経験をしていない仮定の話を知ることについて迷っていますが、差し支えない方は、答えられますでしょうか。

**(3番)**

やっぱり事件が変われば、感じていることも変わることもあるかと思います。ただ、それがどのように変わるかは、私にも分かりません。

**(2番)**

私も重大な事件だったら気持ち的に変わるかもしれませんが、やっぱり検察官や弁護士の話聞いていく課程で罪の大きさが変わる訳で、そうすれば判断が下されたとしても、自分の中で重い罪だと納得できると思いますので、そんなに変わらないと思います。

**(1番)**

極端なものを担当することになっても、結局は、やることは一緒で、自分の目で見て耳で聞いて話し合っただけの部分ですので、考えてしまいます。

**(報道記者(北羽新報))**

お疲れさまでした。自分の担当されました事件について、裁判員の経験を思い返したり、被告人のその先の人生がどうなったかを考えたりしたことがありますか。

**(1番)**

経験した直後は少しは考えましたが、今は考えていません。

**(2番)**

テレビとか新聞とか見て同じような事件が発生すれば、ちらっと思い出しますが、それを負担に思うことはありません。

**(3番)**

ほとんどあまり考えません。わざと思い出さないとかではなく、日々の生活に追われているからです。

**8 終了**

それでは、これで、裁判員経験者の意見交換会を終了します。参加者の皆様方には意見交換会の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。また、裁判員裁判の経験者の皆様、法曹三者の皆様には大変お疲れ様でした。